

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 33 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 16 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- | | | |
|-----|-----|-----------------------|
| （１） | 名 称 | 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 |
| | 住 所 | 徳島県小松島市小松島町字外開 1-11 |
| （２） | 名 称 | 第五管区海上保安本部 |
| | 住 所 | 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 |

2 水路測量を実施する区域及び期間

- | | | |
|-----|-----|---|
| （１） | 区 域 | 徳島小松島港小松島区第 3 区（付図のとおり） |
| （２） | 期 間 | 令和 8 年 9 月 20 日から
令和 8 年 12 月 18 日までのうち 5 日間 |

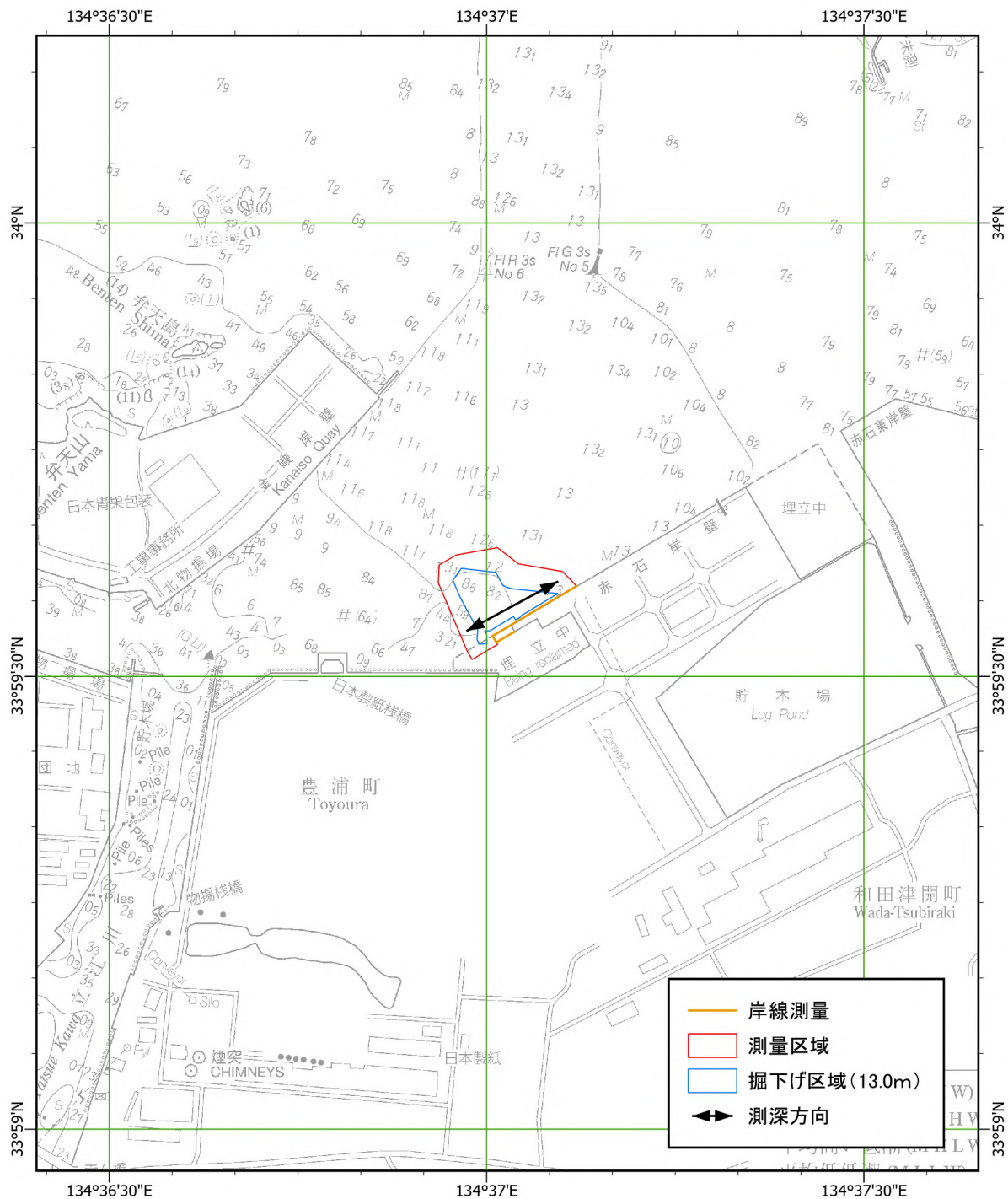
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

調査区域図



メートルの尺度

